

## 「排水設備工事責任技術者 新規登録申請」のご案内

排水設備工事責任技術者として登録を希望される方は、本案内をご確認のうえ、申請に必要な書類をご請求ください。

### 1 登録するための要件

責任技術者として登録するためには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

#### (1) 排水設備工事責任技術資格者であること

- 東京都下水道局が実施する「排水設備工事責任技術者資格認定共通試験」に合格した者又は更新講習を修了した者で、登録申請する時点で資格が有効期間内であること。
- 資格の有効期間は、試験に合格した翌年の4月1日から5年間です。引き続き資格の認定を受ける場合は、更新講習を受講する必要があります。更新講習を修了すると、資格が5年間延長されます。

#### (2) 申請者が以下の①～④に該当していないこと

- ① 精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 条例の規定による届出がなされていない排水設備の新設等の工事を施行した者で、当該事実のあったときから2年を経過しない者
- ④ 条例の規定により登録を取り消されてから2年を経過しない者

### 2 手続きの流れ

#### (1) 申請書類の請求

下記の業務受託者へお電話にて、登録申請書類をご請求ください。

〔東京都下水道局 業務受託者〕  
東京都下水道サービス株式会社 土木技術課 東京都業務担当  
電話番号 03 (3241) 0818 (直通)  
受付時間 9時から12時まで及び13時から16時まで(土日祝祭日を除く)

#### (2) 必要書類の準備

申請書類がお手元に届きましたら、同封の案内に従い、必要書類をご準備ください。

※ 新規登録には手数料3,100円(非課税)が必要です。指定の振込依頼書をお送りしますので、**ゆうちょ銀行または郵便局の払込機能付きATM**にてお支払いください。

#### (3) 申請書類の郵送

業務受託者宛に申請書類を郵送してください。詳細は、同封されている案内をご確認ください。

#### (4) 排水設備工事責任技術者証の受領

書類審査終了後、排水設備工事責任技術者証を郵送にてお届けいたします。